明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第二十七条第二項第四号中「法第五十六条第一項に規定する」を「当該」に改め、同項に次の三号を加える。

五　金融業務特別地区の区域内においては、専ら金融業務を営むものであること。

六　当該法人の事業所であって金融業務特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ　当該法人が販売する商品又は提供する役務に関する調査を行う業務

ロ　イに掲げる業務に付随して行う業務

七　当該法人の事業所であって金融業務特別地区の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は三人のいずれか多い数以下であること。

第二十七条を第二十六条とする。

第二十八条第一項中「事務所」を「本店又は主たる事務所その他の事業所」に改め、同条第三項中「法人は」の下に「、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき」を、「前条第二項第三号」の下に「若しくは第五号から第七号まで」を、「要件」の下に「のいずれか」を加え、同条を第二十七条とする。

第二章第六節の節名中「特定業種等」を「特定業種」に改める。

第二十九条の見出しを削り、第二章第六節中同条を第二十八条とする。

第三十条を削る。

第三章中第三十一条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とする。

第三十三条の見出しを削り、第四章中同条を第三十一条とする。

第五章を削る。

第六章中第三十八条を第三十二条とし、第三十八条の二を削り、第三十九条を第三十三条とし、第四十条から第四十二条までを六条ずつ繰り上げ、同章を第五章とする。

第四十三条第一項第二号中「第二十九条第二十五号」を「第二十八条第二十五号」に改め、同項第三号中「第二十八条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十一条第二項、第十二条第一項、同条第二項及び同条第三項」を「第二条第五号、第十一条第二項第一号及び第十二条」に改め、同項第二号中「第十七条」を「第四条第八号、第四条の二第七号、第十七条」に、「第二十一条第二項、第二十二条第一項及び同条第二項」を「第二十一条第二項第一号、第三号及び第四号並びに第二十二条」に改め、第七章中同条を第三十七条とする。

第七章を第六章とする。

附則第十条中「第四十条第九項」を「第三十四条第九項」に改める。

別表第一中「第三十八条関係」を「第三十二条関係」に改め、同表の五の項中「第一条第一項第五号」の下に「に掲げる事業」を加え、「第一条第一項第二号、第四号若しくは第五号に該当するもの（同号」を「第一条第一項第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第四項に規定する特例舗装に該当するもの（同号に掲げる事業」に改め、「第一条第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当するもの（同令」を「第一条第一項第二号若しくは第五号に掲げる事業若しくは同令第二条第三項に規定する少額改築若しくは同条第四項に規定する特例舗装に該当するもの（同令」に、「、同号」を「、同号に掲げる事業」に改め、同表の十四の項中「消防施設強化促進法」の下に「（昭和二十八年法律第八十七号）」を加え、同表の十六の項中「地域保健法」の下に「（昭和二十二年法律第百一号）」を加え、同表の十八の項中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加え、「知的障害児施設」を「障害児入所施設（主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）」に、「重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させるものに限る。）」に改め、同表の十九の項中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加え、同表の二十の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四十四号）」を加え、同表の二十一の項中「老人福祉法」の下に「（昭和三十八年法律第百三十三号）」を加え、同表の二十二の項中「第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る建物」を「（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る建物」に改め、「産業教育振興法」の下に「（昭和二十六年法律第二百二十八号）」を、「理科教育振興法」の下に「（昭和二十八年法律第百八十六号）」を加え、同表の二十三の項中「高等学校等に係る建物」を「高等学校等（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第十一条第一項に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に係る建物」に改める。

別表第二中「第三十八条関係」を「第三十二条関係」に改め、同表の一の項中「知的障害児施設」を「障害児入所施設（主として知的障害のある児童を入所させるものに限る。）」に、「重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させるものに限る。）」に改める。

別表第三中「第三十八条関係」を「第三十二条関係」に改め、同表の七の項中「（第三十八条の二第九号に掲げるものを除く。）」を削る。

別表第四中「第三十八条」を「第三十二条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の沖縄振興特別措置法施行令（以下「新令」という。）第十九条及び第二十条の規定の適用については、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める規定に該当する者として新令第十七条に規定する事業認定を受けた者とみなす。

一　この政令による改正前の沖縄振興特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第十六条第一項に規定する者として旧令第十七条に規定する事業認定（以下「旧事業認定」という。）を受けた者　新令第十六条第一項

二　旧令第十六条第二項第一号に該当する者として旧事業認定を受けた者　新令第十六条第二項第一号

三　旧令第十六条第二項第二号に該当する者として旧事業認定を受けた者　新令第十六条第二項第二号

第三条　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の沖縄振興特別措置法第百四条第一項の規定の適用については、旧令第三十七条第一項の規定は、なおその効力を有する。

（沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の廃止）

第四条　沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令（平成十八年政令第十一号）は、廃止する。

（沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の廃止に伴う経過措置）

第五条　沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の沖縄振興特別措置法第百四条第一項の規定の適用については、前条の規定による廃止前の沖縄振興特別措置法第百四条第一項の特定跡地給付金の支給の限度となる期間を定める政令の規定は、なおその効力を有する。

（中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「地域限定通訳案内士」の下に「又は沖縄特例通訳案内士」を加える。

一　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三十三条第一項第三号

二　中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）別表第一第十号及び別表第二第二十号

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第七条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第三号を削り、同条第二項に次の一号を加える。

四　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四条第一項に規定する沖縄振興計画